

## ○情報環境機構規程

〔平成19年3月22日〕  
〔法人規程第33号〕

改正 平成19年法人規程第42号  
平成20年法人規程第23号  
平成22年法人規程第29号  
平成25年法人規程第48号  
平成27年法人規程第24号  
平成28年法人規程第41号

## 情報環境機構規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 情報環境機構体制（第3条・第4条）
  - 第3章 情報環境企画室（第5条・第6条）
  - 第4章 情報環境委員会（第7条—第11条）
  - 第5章 情報環境開発室（第12条・第13条）
  - 第6章 雑則（第14条・第15条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （設置）

第1条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号) 第35条第1項の規定に基づき、情報を担当する副学長（以下「情報担当副学長」という。）の下に、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の情報環境を総括し、次条に規定する業務を行うため、情報環境機構（以下「機構」という。）を置く。

#### （機構の業務）

第2条 機構は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人の情報化戦略の策定に関すること。
- (2) 法人の情報環境基盤の整備、運用並びに管理に関すること。
- (3) 法人の情報セキュリティに関すること。
- (4) その他法人の情報化に関し必要な事項

### 第2章 情報環境機構体制

(機構の構成)

第3条 機構は、次の室、センター及び委員会により構成する。

- (1) 情報環境企画室
- (2) 学術情報メディアセンター
- (3) 情報環境委員会
- (4) 情報環境開発室

2 前項の機構を構成する組織は、前条の業務を行うため、連携し、協力しなければならない。

(機構長)

第4条 機構に、機構を構成する前条第1項各号の組織を統括させるため、機構長を置く。

- 2 機構長は、役員又は大学教員のうちから、学長が指名する。
- 3 機構長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、機構長となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 補欠の機構長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項の機構長は、再任されることができる。

### 第3章 情報環境企画室

(情報環境企画室)

第5条 情報環境企画室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人の情報化戦略及び情報基盤整備に係る企画・立案に関すること。
- (2) 情報基盤整備の予算に関すること。
- (3) 情報化に関する課題の分析及び調査に関すること。

第6条 情報環境企画室に室長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 情報環境企画室に室員若干人を置き、学長が機構長の意見を聴いて指名する。
- 3 室員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の末日とする。
- 4 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項の室員は、再任されることができる。

### 第4章 情報環境委員会

(情報環境委員会)

第7条 情報環境委員会は、法人の情報環境基盤の整備等に関する重要事項について審議する。

第8条 情報環境委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 情報担当副学長
- (2) 機構長

- (3) 情報セキュリティリスク管理室長
  - (4) 部局情報環境委員会の委員長
  - (5) 学術情報部長
  - (6) その他情報担当副学長が指名する者 若干人
- 2 前項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
  - 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 前2項の委員は、再任されることができる。

第9条 情報環境委員会に委員長を置き、情報担当副学長をもって充てる。

- 2 情報環境委員会に副委員長を置き、機構長及び情報セキュリティリスク管理室長をもって充てる。
- 3 委員長は、情報環境委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第10条 情報環境委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第11条 情報環境委員会に、専門的事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、情報環境委員会の議に基づき、機構長が指名又は委嘱する。

## 第5章 情報環境開発室

(情報環境開発室)

第12条 情報環境開発室は、法人の重要な情報基盤の整備・開発に関する業務を行う。

第13条 情報環境開発室に室長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 情報環境開発室に室員若干人を置き、学長が機構長の意見を聴いて指名する。
- 3 機構長は、必要に応じて、副室長を置くことができるものとし、副室長は、前項の室員のうちから機構長が指名する。
- 4 室員の任期は1年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の末日とする。
- 5 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前2項の室員は、再任されることができる。

## 第6章 雑則

(事務)

第14条 機構の事務は、学術情報部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第15条 この法人規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学情報化戦略室規程（平成17年法人規程第7号）は、廃止する。

附 則（平19.6.28法人規程42号）

この人規程は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平20.3.27法人規程23号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平22.5.12法人規程29号）

この法人規程は、平成22年5月12日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学情報環境機構規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平25.3.28法人規程48号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.26法人規程24号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規程41号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。